

CFP®受験対策講座 「不動産運用設計」
平成19年版 日本FP協会 基本テキスト 改正・補足資料

★下表の「該当ページ」は日本FP協会平成19年度版テキストの該当ページを指します。

該当ページ	改定内容等
42 (追記)	<p>1. 減価償却 (4) 優良賃貸住宅等の割増償却 (適用期限延長) (平成20年度税制改正)</p> <p>1行目 …られる (<u>平成22年</u> 3月31日まで)。</p> <p><法定耐用年数の見直し(所得税・法人税)> 減価償却の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基準に資産区分の大括り化される。</p> <p>1. 法定耐用年数区分の見なおし 従来、機械装置については設備の種類ごとに390区分とされていた。これを55区分とし、さらに実態に即した使用年数に見直された。(既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度において適用)</p> <p>2. 短縮特例制度 耐用年数短縮制度の申請事務について、短縮特例制度の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合は承認申請は不要の届出制として簡素化した。</p>
162	<p>4. 定期借地権方式 図表6-14 (条文番号・存続期間改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物譲渡特約付借地権 (23条) → (24条) 事業用借地権 (24条) → (23条) ・事業用借地権の存続期間 10年以上20年以下 → 10年以上50年未満
163	(2) 建物譲渡特約付借地権 (23条) → (24条)
164	(3) 事業用借地権 (24条) → (23条)
176	<p>(追記) 図表7-2 不動産取得税の課税標準の特例(抜粋) (平成20年度税制改正)</p> <p>控除額 1200万円(一戸当たり)</p> <p style="text-align: center;"><u>※長期優良住宅(200住宅)の場合は1,300万円</u></p> <p>※長期優良住宅とは、様々なライフスタイルに対応できる長持ちする住宅のことをいう。長持ちするためには①耐久性や②耐震性が、様々なライフスタイルに対応できるためには③可変性や④内装等維持管理の容易性が重要となるため、長期優良住宅はこの4要素を満たすものとする。対象期間は「長期優良住宅の普及に関する法律」の施行日から、平成22年3月31日までの間に新築又は取得(未使用のものに限る)する住宅。</p>
178	<p>(追記) 図表7-6 登録免許税の税率 (適用期限延長) (平成20年度税制改正)</p> <p>土地の特例 (<u>平成21年</u> 3月31日まで)</p>
186	<p>(追記) 図表7-14 新築住宅に対する減額の要件 (平成20年度税制改正)</p> <p>(注4) 長期優良住宅については5年度間(新築中高層耐火住宅は7年度間)減額される。</p>
198	<p>2. 住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例 (適用期限延長) (平成20年度税制改正)</p> <p>4行目 非課税枠は3500万円となる (<u>平成21年</u> 3月31日まで、…)</p>

以上